

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 6 年度
計画主体	上野原市

上野原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

上野原市役所 経済課 農村地域づくり担当

〒409-0192

山梨県上野原市上野原3832

TEL : 0554-62-3119

FAX : 0554-62-1086

Mail : keizai@city.uenohara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ
計画期間	平成26年度～28年度
対象地域	山梨県 上野原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	180千円、44a
	野菜	1,621千円、579a
	いも類	525千円、126a
ニホンザル	野菜	1,294千円、462a
	いも類	92千円、22a
ニホンジカ	山中の樹木	新芽の被害、樹皮被害
アライグマ	野菜	農地への出没、目撃
アナグマ	野菜	農地への出没、目撃
カワウ	アユ、ニジマス、ヤマメ	放流する稚魚の食害
ハクビシン	野菜	農地への出没、目撃
タヌキ	野菜	農地への出没、目撃

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

本市でのイノシシによる被害は、ほぼ市内全域において発生している。期間としては、特に農作物の生育期や収穫期に被害が集中する。近年においては住宅地等周辺にも目撃情報が多く、住宅敷地内等にて掘り返しなど生活環境への被害の発生している。

【ニホンザル】

本市でのニホンザルによる被害は、シカ同様に住宅地から離れた林間部や人家周辺においても発生している。とくに、東京都の南秋川地域個体群（K1、K3群）が本市に行動域を移しており、柵原地区、西原地区や奈須部地区周辺で被害や目撃情報がある。

【ニホンジカ】

本市でのニホンジカによる被害は、林間部において発生している。山の中の樹木の新芽や木の皮が食害を受けるなど被害があり、近年増加傾向にある。期間としては、通年であるが餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃されることがある。

【アライグマ】

本市でのアライグマによる被害は、中央自動車道に沿った地域で多く発生して

おり、農地での目撃や住宅侵入等も発生しており、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

【カワウ】

本市でのカワウの被害は、桂川一円で発生している。飛来数については、毎月1回実施している飛来調査で100羽前後となっており、アユ・ニジマス・ヤマメ等を捕食し、場所により魚族の絶滅が危惧される状態である。3月1日のヤマメ解禁や4月中旬の鮎稚魚の放流など漁業組合運営上深刻な問題になっている。

【アナグマ】

本市でのアナグマによる被害は、もっとも多く市全域で農作物への被害が頻繁に発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【ハクビシン】

本市でのハクビシンによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【タヌキ】

本市でのタヌキによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
イノシシ	749a (2,326 千円)	534a (1,628 千円)
ニホンザル	484a (1,386 千円)	338a (970 千円)
ニホンジカ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
アライグマ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
カワウ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
アナグマ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
ハクビシン	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
タヌキ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲許可 農作物等に被害が発生した場合は、有害鳥獣捕獲を猟友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を行っている。 カワウについても、有害鳥獣捕獲を桂川漁協が猟友会に委託し、銃器捕獲や一斉追払い等を実施している。	猟友会の会員の高齢化や新規の若年層が極端に少ないことで有害鳥獣捕獲従事者の減少や行動範囲の縮小が懸念される。
防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 個人への電気柵等の購入費補助 	財政事情が厳しいため一定の条件

<p>の設置等に関する取組</p>	<p>電気柵等を購入する一定の条件を満たす個人やグループに対し市による購入費の助成を行う。</p>	<p>を満たさない農家には補助ができない。 農業従事者の高齢化に伴い設置した電気柵の維持管理が徹底されない。</p>
-------------------	---	--

(5) 今後の取組方針

<p>補助事業等で導入した防護柵等については地元住民と協力し維持管理を徹底し、効果的に農作物の鳥獣防除を行う。</p> <p>上野原市鳥獣被害対策実施隊により個体数調整のための管理捕獲を実施し、平成26年度以降についても、県特定鳥獣保護管理計画等を踏まえ実施していく。</p> <p>【イノシシ・シカ】 畑地への進入経路となる耕作放棄地、未手入森林等を整備し、緩衝帯として活用する。</p> <p>【ニホンザル】 個体群の調査・捕獲を実施している神奈川県側と連携を密に取り合い、詳細のデータを収集し生息域や個体群を把握する。</p> <p>【アライグマ】 山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、目撃情報や被害状況を把握し、農作物被害、生活環境被害を防止するため、地元住民と協力し箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>【カワウ】 桂川漁業協同組合と連携し、実施隊の協力のもと、飛来数の継続的な定期調査、追払い、捕獲等を実施する。</p> <p>【アナグマ】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。</p> <p>【ハクビシン】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。</p> <p>【タヌキ】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>「上野原市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進する。隊員は、①上野原市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者の中から市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有しているもののうちから、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する。</p>
--

ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルは特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し鳥獣保護法第9条第1項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」で捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	狩猟免許取得者の拡大を図る。(広報掲載等) 箱わなを被害箇所を設置し捕獲を実施して行く。
27年度	アライグマ カワウ	
28年度	アナグマ ハクビシン タヌキ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 市内全域での生息及び被害が報告されており、耕作地周辺に出没する個体数を極小化することを目的に過去の捕獲実績(H23:58頭、H24:139頭、H25:101頭)と被害状況を勘案し設定した。(上位の値で設定)</p> <p>【ニホンジカ】 過去の被害は限定的であるが、近年、人家周辺での目撃情報が寄せられており、全県的な個体数増加傾向も踏まえ、本市においても予防的に個体数を調整することを目的として過去の捕獲実績(H23:14頭、H24:49頭、H25:82頭)の推移を勘案し設定した。</p> <p>【ニホンザル】 K1群については相模原市と連携し、群れが分裂しないように個体数調整を実施する。K3群については、加害レベル3以上(県特定鳥獣保護管理計画による)の加害個体について相模原市と情報を交換しながら捕獲する。西原地区の群れについては、加害レベル3以上(県特定鳥獣保護管理計画による)の個体について捕獲する。</p> <p>【アライグマ】 目撃情報や被害情報は中央自動車道に沿った地域で発生しているため、地域住民や一般の捕獲従事者と連携を図り、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、当市の野外からの完全排除を目的とする。</p> <p>【カワウ】 毎月1回実施している調査で100羽前後の飛来が確認されていることを勘案し設定した。</p> <p>【アナグマ】</p>

本市でのアナグマによる被害は、もっとも多く市全域で農作物への被害が頻繁に発生しており、地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

【ハクビシン】

本市でのハクビシンによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

【タヌキ】

本市でのタヌキによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

上記については、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲数を勘案し設定した。

捕獲計画数等

対象鳥獣	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
イノシシ	5	120	5	120	5	120
ニホンジカ	5	100	5	100	5	100
ニホンザル	5	47	5	47	5	47
アライグマ	20	—	20	—	20	—
カワウ	100	—	100	—	100	—
アナグマ	20	—	20	—	20	—
ハクビシン	10	—	10	—	10	—
タヌキ	5	—	5	—	5	—

捕獲等の取組内容

捕獲については、上野原市鳥獣被害対策実施隊を従事者として銃器捕獲を実施する。その際、特定猟具使用禁止区域内で実施する必要がある場合、事故防止のための防災放送や標識の設置等住民への周知を徹底したうえで実施する。なお、アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画により、捕獲従事者養成研修会の受講者も捕獲できることとなっているが、事故防止等については、同様の対策を講じることとする。

実施時期については、個体数調整のための管理捕獲として平成26年度は通年で実施し、平成27年度以降は、更新が見込まれる県特定鳥獣保護管理計画等を踏まえ検討する。

【ニホンジカ】 個体数調整の効果を高めるためメスジカを中心に捕獲する。

【イノシシ】 市内全域の耕作地周辺での捕獲を中心に行う。

【ニホンザル】 群れが確認できている地区（小伏・井戸・奈須部・西原地区）の

耕作地周辺において神奈川県側と連携を取り合い、オスや子どもを中心に捕獲するなど群れの分裂を防ぎつつ被害を減少させるよう効果的に捕獲する。
【アライグマ】 被害・目撃情報が最も多い中央自動車道に沿った地域で重点的に捕獲する。
【カワウ】 実施隊の協力により銃器による捕獲を効果的に実施する。
【アナグマ】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。
【ハクビシン】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。
【タヌキ】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
桂川流域	カワウ
市内全域	アナグマ、ハクビシン、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）及び鳥獣被害緊急総合対策事業により、延長：26,840mの電気柵を整備する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ カワウ アナグマ ハクビシン タヌキ	・ 事業等で導入した防護柵は、地域住民と連携・協力し定期的な除草や柵の点検補修などの維持管理を徹底する。
27年度		・ 個人で導入した電気柵については、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。
28年度		・ 人工林の間伐促進や、広葉樹の植栽等、森林の環境整備の推進に向けた取組を強化していく。 ・ サルについては、被害地域において集落単位での学習会を実施し、住民の自主的な放任果樹対策やエアガン等での追い払いを実施する体制整備を進めて

		<p>いく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カワウについて、現状では市内に繁殖地はないため、ロケット花火による追払い、かかしや防鳥テープの設置による被害防除を実施する。なお、定期的なパトロールをとおして、繁殖地の早期発見に努め、発見した場合は早期に除去し繁殖抑制を図る。
--	--	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上野原市	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行
警察	現場での指示
上野原市鳥獣被害対策実施隊	追払・捕獲実施

(2) 緊急時の連絡体制

住民等→市町村（警察）→警察（市町村）・実施隊→県ほか

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上野原市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上野原市役所経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の総括 ・ 被害状況等の取りまとめ ・ 協議会事務局
上野原市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家からの意見集約
東部猟友会上野原支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲の従事者 ・ 生息情報等の情報提供 ・ 捕獲に関する助言を行う。
J Aクレイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の被害に関する情報提供
桂川漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業の被害に関する情報提供
農業技術指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止のための技術的助言
鳥獣害防止技術指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止のための技術的助言
新鮮野菜生産者の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の被害に関する情報提供
北都留森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野に関する情報提供
南都留森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野に関する情報提供
富士・東部農務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野における技術的助言
富士・東部林務環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野における技術的助言

上野原市鳥獣被害対策実施隊	・鳥獣の被害防止・捕獲等に関すること
---------------	--------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県環境科学研究所	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
山梨県総合農業技術センター	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
相模原市緑区藤野経済観光課	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
神奈川県鳥獣被害防除対策専門員	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に「上野原市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進する。隊員は、①上野原市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有しているものうちから、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切に処理（焼却・埋却等）する。
アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキについては、焼却処分する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。